

# 総合特別区域基本方針の変更について(平成26年3月28日 閣議決定)

## I 総合特区に係る税制上の支援措置の延長

総合特区に係る税制上の支援措置について、適用期間を平成28年3月31日まで延長する。

今国会で審議中の所得税法等の一部を改正する法律(租税特別措置法の一部改正)により措置されるものであり、同法の成立を受けて対応。

## II 規制の特例措置の追加

前回の基本方針の変更(平成26年8月閣議決定)以降に、新たに法令等の改正により措置された規制の特例措置について、基本方針の別表に追加するもの。

※特区で活用できる規制の特例措置は、別表1(国際戦略総合特区)、別表2(地域活性化総合特区)に追加。併せて、参考として、特区における協議の成果として全国で実施することとされた規制改革について、別表3に追加。

### [別表1(国際戦略総合特区で活用できる規制の特例措置)に追加]

#### ① 道路運送車両法の特例 **〔法律〕**

北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区  
(北海道 等)

一定の基準に適合する農業用貨物自動車について、指定整備制度を活用して法定点検を行い、安全性が確認された場合に、車検期間を1年伸長する。

前通常国会において総合特別区域法の一部改正により措置されたものであり、公布の日(平成25年6月21日)から一年を超えない範囲で政令で定める日から施行することとされていたもの。施行期日を定める政令が公布され、当該規定は、**平成26年3月31日に施行予定**。

#### ② 外国人の在留資格に関する特例 **〔通達〕**

アジアヘッドクォーター特区  
(東京都)

外国企業が新たに日本支店等を開設しようとする場合に、当該支店等の開設準備に係る活動を行うために事業所として使用する施設が、特区協議会の民間事業者が保有し提供する施設であるときは、当該開設準備を行う外国企業の職員に対し「企業内転勤」の在留資格を付与する。

平成26年3月末に入国・在留審査要領の一部改正通達を発出予定。

※企業内転勤

現行では、①既に日本に支店等がある場合、②支店等の開設準備のため事業所として使用する施設を地方公共団体が提供する場合に限定。

### ③ 高度人材ポイント制の特例 **〔告示〕**

アジアヘッドクォーター特区  
(東京都)

高度人材ポイント制においては、三類型(高度学術研究、高度専門・技術、高度経営・管理)に共通のボーナスポイントとして、『イノベーションを促進するための支援措置を受けている機関における就労』(10点)が設定されているところ、国際戦略総合特区に係る税制優遇措置の適用対象となる統括事業、研究開発事業等を行う企業に就労する外国人については、当該ポイント加算の対象とする。

平成26年3月中旬に高度人材ポイント制に関する告示の改正を予定。

※高度人材ポイント制

学歴、職歴、年収等の項目ごとにポイントを設け、ポイント70点以上獲得した者を高度人材外国人とし、複合的な在留活動の容認、永住許可要件の緩和、配偶者の就労、親や家事使用人の帯同等の優遇措置を適用。

[別表3(全国において実施する規制改革)に追加]

### ④ 河川法の一部改正 **〔法律〕**

栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区  
(栃木県)

既に水利使用の許可を得た農業用水等を利用して小水力発電(従属発電)を行う場合には、農業用水等とは別に、水利使用の許可が必要であったが、従属発電について、許可制を登録制とし、関係行政機関の長との協議等を不要とする。

※標準処理期間 許可制(現行) : 5か月 → 登録制(変更後) : 1ヶ月 (ただし、従属発電を河川区域内に設置する場合は3ヶ月)

前通常国会において水防法及び河川法の一部を改正する法律により措置されたものであり、公布の日(平成25年6月12日)から六月を超えない範囲で政令で定める日から施行することとされていたもの。施行期日を定める政令が公布され、当該規定は、**平成25年12月11日に施行済。**

### ⑤ 港湾法施行令及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行令の一部改正 **〔政令〕**

関西イノベーション国際戦略総合特区(京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市)

我が国港湾の国際競争力の強化に向け民間事業者等による積極的な施設整備を推進するため、港湾管理者が特定用途港湾施設の建設又は改良に係る資金を無利子で貸し付ける場合等における貸付金に関する貸付けの条件の基準のうち、貸付けを受ける者の担保提供義務を廃止する。

本政令は、平成25年12月3日に閣議決定、**平成25年12月6日に公布・施行済。**

※特定用途港湾施設

輸出入に係るコンテナ貨物の積込み及び取卸しのためにする船舶の係留等の用途に供する岸壁又は棧橋及びこれに附帯する政令で定める荷捌き施設その他の港湾施設 など。